

平成 29 年度 都市税制改正に関する意見

**平成 28 年 8 月
全 国 市 長 会**

政府は、平成28年6月2日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保するため、地域が持つ魅力を最大限引き出し、国及び地方において官民の総力を挙げて地方創生を本格展開するとされている。

しかしながら、今日の地方財政は、急速に進行する少子・高齢化社会に対応した福祉・医療サービスの充実や地域経済の活性化、さらには多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など、様々な課題への対応に必要となる財政需要は増加する一途にあり、その一方で、全国の地方自治体においては、これまで徹底した行財政改革に取り組んできたところであるが、なおも巨額の財源不足が続く極めて厳しい状況にある。

このような中、我々都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組をはじめとする新たな行政課題に的確に対応するためには、都市自治体の担う事務と責任に見合った税財源を安定的に確保する必要がある。

については、平成29年度の税制改正に当たり、都市自治体の意見を十分に踏まえ、基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

I 制度改正に関する意見

1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

(1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮

消費税率 10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、実効性のある措置とすること。

4 社会保障に係る安定財源の確保

(1) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成29年4月に予定されていた消費税率10%への引上げが2年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

5 固定資産税の安定的確保

固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は断じて行わないこと。

6 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

7 車体課税の見直しに当たっての対応

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の延長に当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようすること。

さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

8 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地方の地球温暖化対策に関する財源確保について、今後、税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとすること。

9 都市税財源の充実強化

(1) 個人住民税

① 個人住民税は、都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するための基幹税目であることから、その充実強化を図るとともに、新たな政策的控除の導入は行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと

② 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討に当たっては、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、検討すること。

③ ふるさと納税に係る所得税（国税）の控除については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するのではなく国税で対応すること。

(2) 法人住民税

① 法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等の観点から、法人住民税が都市自治体において重要な役割を有することを踏まえ、国・地方間の税源配分のは正により、都市税源の充実を図ること。

また、法人住民税均等割については、長期にわたり見直しがなされていない現状や制限税率の適用状況を踏まえ、その税率を見直すこと。

② 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来たす等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税

- ① 商業地等に係る負担調整の据置措置や、住宅用地に係る課税標準の特例など、多岐にわたる特例的な措置については、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から見直すこと。
- ② 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ③ 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。
- ④ 地方税法第 408 条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

(4) 地方のたばこ税

たばこ税の税率引上げを検討する場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、国と地方の配分割合 1：1 の堅持を前提とすること。

(5) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

(6) 入湯税

入湯税は、環境衛生施設や消防防災施設等の整備、観光振興等の行政需要に対応するために不可欠な財源であることから、その充実を図ること。

(7) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する貴重な財源となっており、平成29年3月末までの暫定措置の期限後の対応に当たっては、市町村に減収が生じることのないよう、所要額を確保すること。

(8) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

① 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

② 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

(9) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(10) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

10 課税・徴収体制等の改善

(1) 年金保険者からの特別徴収対象者情報等の通知期日の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

(2) 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

11 電子納税の推進

特別徴収義務者等による各自治体への納付について、複数の自治体への一括納付が可能となるよう、電子納税の仕組みの構築に向け、必要な制度上・財政上の措置を講じること。

12 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

II 制度運用の改善に関する意見

1 国税連携ネットワークシステム等による情報の提供

市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報のうち、期限内申告分の提供については、年度末までの完了を図ること。

2 税務情報の仕様等の創設、変更に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。

また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。

